

9 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

意見書第8号および意見書第9号

令和8年9月16日

提出議案

意見書第 8 号 核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加を求める
意見書（案）… 2

意見書第 9 号 国が主食米の価格と需要に責任を持ち、安定供給を求める意見書
（案）… 5

意見書第8号

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和8年9月16日

草津市議会議長

遠藤 覚 様

提出者

草津市議会議員

西川 仁

賛成者

草津市議会議員

藤井 三恵子

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、核兵器完全廃絶に向けた歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。

現在、同条約に署名・批准・参加をした国は、100か国・地域に広がっています。核兵器は、言うまでもなく破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器です。それゆえに核兵器禁止条約は、核兵器に対して国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものと断罪し、これに「悪の烙印」を押しました。また、条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。同時に、条約は被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことを強く求められています。2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行いました。その後も繰り返し核使用の脅迫を行いながら侵略を続けています。また、パレスチナのガザ地区でのジェノサイドを行っているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言しました。そして、核保有国であるアメリカとイスラエルは2026年2月28日、イランへの先制攻撃を行いました。これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約にも、先制攻撃を禁止し紛争の平和的解決を定める国連憲章にも明確に違反するものです。2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの体験や証言を通して核兵器の賞をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえています。広島・長崎の原爆被害を唯一経験した日本政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる運動の先頭に立たなければなりません。

よって、日本政府には、速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めます。少なくとも、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月16日

滋賀県草津市議会

議長 遠藤 覚

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣

あて

意見書第9号

国が主食米の価格と需要に責任を持ち、安定供給を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和8年9月16日

草津市議会議長

遠藤 覚 様

提出者

草津市議会議員

西川 仁

賛成者

草津市議会議員

藤井 三恵子

国が主食米の価格と需要に責任を持ち、安定供給を求める意見書（案）

2023年産米不足から始まった価格高騰で、政府は59万トンの政府備蓄米を放出しました。また、輸入米が20万トンにまで急増し、20万トン枠の25年産備蓄米買い入れも中止したこと、飼料用・加工用米のうち30万トンもの主食用への転換、作況102による生産増などから、25年産米の市場は供給過剰の状況となり、コメ不足により高騰していた価格も現在大暴落をしています。

市場まかせのコメ政策や「需要に応じたコメ生産」の失政によるコメ不足と価格高騰・暴落という現状から、26年産米の収穫を前に、コメ農家は困惑し、経営不安が拡大しています。また、高騰した25年産米の在庫が過大となり、卸など米穀事業者も困難な経営を強いられています。政府備蓄米は、20・21年産米の29トンで、わずか2週間分しかありません。政府は、ミニマムアクセス米を当然のように備蓄米として使用することを公言しています。このようなもとで、政府は26年産米の価格下落を避けるためには生産者に主食用米の新規需要米などへの転換を押し付けるだけです。日本のコメ生産を持続可能なものにするためには、26年産米の価格暴落への対策が求められます。よって、政府に対して、国の責任で安定供給と価格補償を行うことを求めます。

記

1. 備蓄米31トンの買戻し、29万トンの買い入れを早急に行うこと。
2. 食料安全保障の観点からも備蓄水準を早急に復元し、需要環境を改善することで米価下落を抑えること。
3. ミニマムアクセス米の前倒し輸入をやめ、備蓄米として利用しないこと。
4. コメの再生産を可能とする所得補償・価格保障制度を国として保障し、需要コントロールを図ること。
5. 民間流通在庫が近年にない高水準となっており、集荷・流通業者への支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月16日

滋賀県草津市議会

議長 遠藤 覚

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣

あて